

広島県告示第百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十六年四月三日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道本郷久井線	三原市高坂町真良字清次ヶ迫四二番一地从先から 三原市高坂町真良字清次ヶ迫四五番一地从先まで	平成二六年三月二〇日